

令和8年4月21日

練習船で勤務する機関員・司厨員を募集します

＜練習船 機関員・司厨員＞

1. 募集内容

(1) 募集職種等

練習船 機関員 4名

練習船 司厨員 3名

業務内容 当機構練習船（日本丸・海王丸・大成丸・銀河丸・青雲丸）に乗り組み以下の職種毎の業務を行う。

【機関員】練習船内の機器の運転及び整備、船内工作、実習生の教育補助等

【司厨員】練習船内の調理作業、サービス作業、一般清掃等

(2) 応募資格

【機関員】下記①又は②を満たす者

① 商船・水産・海洋・工業系学校、海技教育機構各学校の卒業予定者及び既卒者

② 船員の職業経歴を有する者であって、海技従事者免許を取得している者

※上記①又は②以外の者については応相談

【司厨員】下記①又は②を満たす者

① 調理師学校、船員を養成する水産系の高等学校、海上技術短期大学校及び海上技術学校の卒業予定者及び既卒者

② 調理師免状を所持している者

※上記①又は②以外の者については応相談

(3) 提出書類

当機構採用ホームページをご覧ください <http://www.jmets.ac.jp/recruit/>

① ホームページ上のエントリーシートに必要な事項を記入の上、顔写真画像データを添付し、送信して下さい 送信先メールアドレス：recruit-honbu@jmets.ac.jp

送信後、すみやかに以下書類を郵送して下さい

② 誓約書（当機構HP「職員採用情報」より誓約書をダウンロードし、記入、捺印の上、ご提出下さい）

③ 卒業証明書 又は、卒業見込証明書

④ 調査書（成績証明書）

⑤ 健康診断書（最近3ヶ月以内に受診したもの）

検査項目：身長、体重、腹囲、肺活量、運動機能、色覚、視力、聴力、握力、尿検査（蛋白・糖）、血液型、血圧、血糖、血中脂質検査（LDL コレステロール、中性脂肪、HDL コレステロール）、肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）、胸部エックス線検査、心電図検査 ※船員法に定める健康診断基準あり

⑥ 作文（以下の課題内容から一つを選択すること。）

課題内容：「私が乗り越えた最大の逆境」

「学生時代に学んだ最も大切なこと」

（400字詰め原稿用紙2枚：800字程度）

(4) 勤務先

練習船（日本丸、海王丸、大成丸、銀河丸、青雲丸のいずれか）

2. 採用予定日

令和9年4月1日または令和9年10月1日（採用日については、相談可）

3. 処遇

給与等	当機構規程に基づき支給 例： 俸給月額 246,900円（令和8年4月新規高卒採用者の場合） 283,000円（令和8年4月新規専門卒、専攻科卒採用者の場合） ※採用職種に関する実務経験等を有する場合、加算あり 俸給の調整額 18,600円～23,400円（乗船勤務の場合に限る） 諸手当 地域手当 16% 月額42,480円（高卒）～ 扶養手当 子供月額13,000円等 住居手当 月額28,000円 （月額賃料61,000円以上の賃貸住宅居住の場合） 超過勤務手当その他各種手当有り 昇給 年1回 賞与 年2回・年間4.65月
勤務時間	1日あたり平均8時間（1週間あたり平均40時間）
休日休暇	週休日（年間104日）、祝日、年末年始（12/31から1/3まで） 年次休暇（有給休暇）年間最大25日付与
福利厚生	健康保険（国土交通省共済組合）、厚生年金、雇用保険、労災保険、財形貯蓄制度

II 応募の締切、書類の提出先等

1. 応募締切：

令和8年6月16日（火）

2. 選考日程：

- ① 第1次審査 書類審査・作文
- ② 第2次審査 適正試験・面接 ※第1次審査合格者に別途通知します。

3. 応募書類の提出先：

〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎20階
独立行政法人海技教育機構 総務部人事課第一人事係 宛
（封筒の表に「海技教育機構職員（〇〇員）応募書類在中」と朱書して
ください）
※〇〇員には、希望職名を記載すること。

4. 問い合わせ先：

独立行政法人海技教育機構 総務部人事課第一人事係
TEL045-211-7302 FAX045-212-0006
採用情報 URL：<http://www.jmets.ac.jp/recruit/> E-MAIL：recruit-honbu@jmets.ac.jp

Ⅲ 特記事項

- ・当機構は、高校類似教育事業について、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づく認定申請を行う予定です。
- ・当機構が認定を受けた場合、本業務へ従事するに当たっては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当機構の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であつて、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。